

市立伊丹病院・公立学校共済組合近畿中央病院統合委員会設置要綱

（設置）

第1条 市立伊丹病院と公立学校共済組合近畿中央病院の統合再編に関する具体的事項を検討し、協議するため、市立伊丹病院・公立学校共済組合近畿中央病院統合委員会（以下「統合委員会」という。）を設置する。

（統合委員会の所掌事務）

第2条 統合委員会は、次に掲げる事項について、検討及び協議を行う。

- (1) 市立伊丹病院と公立学校共済組合近畿中央病院を統合再編した新たな基幹病院（以下「新病院」という。）の名称に関すること。
- (2) 新病院の基本理念に関すること。
- (3) 新病院の基本方針に関すること。
- (4) 新病院の診療機能・診療体制に関すること。
- (5) 新病院の部門別計画に関すること。
- (6) 新病院の施設配置計画に関すること。
- (7) 回復期病床の確保に関すること。
- (8) 健康管理施設との連携に関すること。
- (9) その他医療提供体制に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 統合委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 統合委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、統合委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 統合委員会は、委員長が招集する。

（オブザーバー）

第6条 統合委員会は、専門的な知識を有する者をオブザーバーとして置く

ことができる。

- 2 統合委員会は、必要に応じて、オブザーバーに意見や助言を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 統合委員会は、その定める検討課題について、具体的な検討を行うため、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの構成員は、市立伊丹病院及び公立学校共済組合近畿中央病院の職員のうち、検討課題に関係のある部門に所属する者の中から選出する。

(市民ワークショップ)

第8条 統合委員会は、新病院の建設に当たり、市民とともに魅力ある病院を構築するため、市民ワークショップを設置することができる。

(庶務)

第9条 統合委員会の庶務は、伊丹市地域医療体制整備推進班及び公立学校共済組合本部病院課において行う。

(補則)

第10条 この要綱において定めるもののほか、統合委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、委員会の目的を達成した日に、その効力を失う。

付 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月11日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年9月22日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 1 日から施行する。

別表

区 分	所属等	氏 名
医 療 関 係 者	伊 丹 市 医 師 会	常 岡 豊
	伊 丹 市 医 師 会	吉 村 史 郎
関 連 大 学	大 阪 大 学 大 学 院 医 学 系 研 究 科 教 授	貴 島 晴 彦
近 畿 中 央 病 院	病 院 長	甲 村 英 二
	副 院 長	上 道 知 之
公立学校共済組合本部	病 院 部 長	清 水 信 也
市 立 伊 丹 病 院	伊 丹 市 病 院 事 業 管 理 者	中 田 精 三
	病 院 長	中 井 毅
伊 丹 市	副 市 長	栴 村 義 則